

一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋 分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・ のり面 構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	1,296百万円	163百万円	970百万円	326百万円	644百万円
H 1 9	479百万円	47百万円	280百万円	94百万円	186百万円

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年9月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長 八木 重二郎